

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	浄化槽清掃業の許可		
根拠法令及び条項	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項		
所 管 部 課 名	環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	浄化槽法第 36 条	
	基 準	法第 36 条の許可の適合基準に定めるところによる。	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～7 日程度（注：休日は含まない。）	
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 ～7 日	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			